

亀岡市指定給水装置工事事業者指定満了の告示

令和 8 年 1 0 月 2 日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

下記の事業者に係る指定の期間が経過した際に、その更新をしなかったため、
亀岡市指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 5 号の規定により告示する。

記

- 1 指定有効期間満了日
令和 8 年 9 月 2 9 日

2 指定満了事業者

指定 番号	業者名	代表者名	住所
72	藤木管工	代表者 藤木 正則	京都市伏見区桃山町西尾 50-31
75	清水設備	清水 久夫	亀岡市東本梅町大内芝条 16
93	関口建設 株式会社	代表取締役 関口 清司	亀岡市北古世町 1 丁目 1 番 5 号
114	やまもと住建工業	代表 山本 省吾	南丹市園部町本町 11 番地
142	南勢設備 株式会社	代表取締役 辻本 裕昭	大阪府茨木市東奈良 2 丁目 15 番 2 号